

川崎市指令環廃 第143号

許可番号 第05720004830号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都江東区枝川二丁目7番8号

氏 名 大興運輸倉庫 株式会社

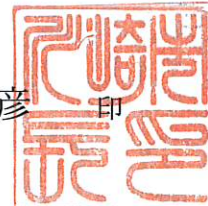
代表取締役 片山 饒 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和2年10月30日

川崎市長

福田 紀彦 印



許可の年月日

令和2年10月4日

許可の有効期限

令和7年10月3日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処理（破碎、分離）

#### (2) 産業廃棄物の種類

##### ア 破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、

(イ) 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、

(ウ) ガラスくず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

以上3種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### イ 分離に係るもの

(ア) 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、

(イ) 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、

(ウ) 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

以上3種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

#### (3) 制限

ア 破碎に係る産業廃棄物は、廃蛍光管及び廃電球に限る。

イ 分離に係る産業廃棄物は、廃電池に限る。

### 2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）

別記1のとおり

### 3 許可の条件

### 4 許可の更新又は変更の状況

令和2年10月4日 更新許可

### 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (破碎施設) (設置年月日 平成12年8月27日)	6t/日 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず)	川崎市川崎区小島町 10番2 (562.52㎡)
イ 分離施設 (分離施設) (設置年月日 平成24年12月27日)	6.8t/日 (汚泥、廃プラスチック類、金属くず)	

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
破碎施設一式	6t/日	破碎施設
分離施設一式	6.8t/日	分離施設



この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。